

社会福祉法人新生会 役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新生会(以下「法人」という。)定款第24条の規定に基づき、役員に対する報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員(法人を主たる勤務場所とする役員)については、報酬等を支給する。
- (2) 非常勤役員(常勤役員以外の役員)については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表1に定める額を支給する。
- (2) 通勤手当については、法人給与規則第19条の規定に準ずる額を支給する。
- (3) 職務のため出張したときは、役員等費用弁償規程に基づき支給する。

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表2に定める額を支給する。
- (2) 職務のための交通費については、役員費用弁償規程に基づき支給する。
- (3) 職務のため出張したときは、役員等費用弁償規程に基づき支給する。

(法人職員給与との併給)

第5条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員については、この規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員及び非常勤役員に対する報酬等の支給時期は、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、法人給与規則第11条に準じた日とする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬等を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬等を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公 表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日より施行する。

別表1（第3条関係）

役職名	報酬の額
理事長	月額 560,000 円 以内
常務理事	月額 400,000 円 以内

別表2（第4条関係）

(1) 理事長

	日 額
理事会	17,500 円
その他の法人用務	10,500 円

(2) 理 事

	日 額
理事会	7,500 円
その他の法人用務	4,500 円

(3) 監 事

	日 額
監査会	12,000 円
理事会	9,000 円
その他の法人用務	4,500 円